

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 8 号

米価高騰の抑制及び米の安定供給を求める意見書（可決）

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の 2 倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したとされている。

そのような状況の中、本年 2 月、政府は米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定。3 月には 2 回に分けて計 21 万トンの入札を実施するとともに、2025 年産米が出回る前の 7 月まで、毎月備蓄米を放出すると発表している。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農水省が 5 月 12 日に発表した米の平均販売価格は 18 週ぶりに下落したものの、いまだ過去最高値圏で推移している。

よって、政府においては、下記のとおり、生産者・消費者双方にとって納得のできる米の価格高騰の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者・消費者双方にとって納得のできる米の価格高騰の抑制に努めること。また、備蓄米の活用については、消費現場にその効果が現れるまでの間、継続すること。
- 2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

議員提出議案第 9 号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書（可決）

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、政府においては、米国の関税措置に対し、下記のとおり、特に日本の企業の 9 割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて、米国の関税措置による直接的・間接的な事業者への影響を踏まえて、セーフティネット保証制度の適用等、資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 政府として可能な限り速やかに、各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

議員提出議案第10号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（可決）

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や消費者教育・啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用やセキュリティー対策に係る継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府においては、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と、処遇改善に係る制度設計に必要な予算を措置すること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

議員提出議案第11号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書（可決）

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化・頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えがますます重要になってきてい

る。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめ、インフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や少子・高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、よりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律（大規模災害復興法）に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるようになっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興まちづくりのための事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の事前検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、政府に対して、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画を検討、策定する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

令和7年6月26日

議員提出議案第12号

地域の医療提供体制を守るための抜本的な支援強化を求める意見書（可決）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を構築するためには、安定的な医療提供体制の確保が不可欠であり、地域住民の命と健康を守る医療機関の役割は一層重要となっている。

一方で、多くの医療機関では、コロナ禍における国の支援により、一時的な収支改善が見られたが、特例的な措置が終了した現在では、慢性的な収益減が顕在化している。ここに長期化する物価高騰等が厳しい経営状況にさらに拍車をかけている。

日本病院会など6つの病院団体が今年3月に行った「2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況」の緊急調査によれば、経常利益率の平均はマイナス1.0%からマイナス3.3%に悪化、経常利益が赤字の医療機関の割合も50.8%から61.2%に増大しており、病院が危機的状況、地域医療は崩壊寸前、ある日突然、病院がなくなりますと訴えている。

2024年4月の診療報酬改定で薬価を除く報酬本体は0.88%のプラス改定となったが、総務省が5月

23日に公表した2025年4月における消費者物価指数では生鮮食品を除く総合指数は前年同月比で3.5%の上昇となっており、医療機関は診療材料費や水道光熱費などの経費増を補えない状況となっている。また、人手不足解消のために賃上げも求められているが、全国保険医団体連合会の調査によると、診療報酬改定で人件費が補填できていないと答えた割合は9割を超えている。

上記を踏まえ、政府においては地域の命と健康を守るとりでの役割を地域医療機関が果たせるよう、物価・賃金の上昇を踏まえた臨時的な診療報酬の見直し、緊急的な補助制度の創設等の支援の拡充を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

議員提出議案第13号

米の価格高騰を抑え安定供給を図るための農業政策強化を求める意見書（可決）

昨年5月頃から、国民の主食である米が不足し、販売価格の高騰が続いており、国民が米を買えない、食べられない事態が全国で発生している。

農林水産省が公表した統計によると、昨年12月末時点での米の民間在庫量は前年比で44万トン減となっている。2月14日付の日本農業新聞は独自で試算した結果、今夏の米の在庫量は前年を大きく下回る可能性があるとして指摘しており、全国的な米不足の影響はさらに長期化することが予想される。

昨年の米不足の要因について、農林水産省は昨年の猛暑による米の出回り量の減少、コロナ後のインバウンドの回復による需要増、小麦など海外産原料の食料品価格の高騰による米の相対的な割安感が高まり、消費が伸びたことなどを挙げた一方で、米の需給が逼迫しているとは考えていない、新米が出回れば品薄感は解消されると繰り返したが、一向に米不足・価格高騰は収まる見込みはなく、現在、米の取引価格は前年の2倍近くに高騰しており、家計だけでなく、子ども食堂や福祉施設、学校給食にも深刻な影響が広がっている。

これまで政府は米が過剰だとし、減産を行ってきたが、その結果が現在の米不足と価格高騰を招くこととなった。米不足を解消するためには、安定して十分な生産量を確保できるように、農業者に対する支援の強化が不可欠である。

よって、政府においては、米不足への緊急対応を強化することと同時に、米の需給と価格の安定に責任を持ち、国民の食糧を確保するために下記の事項を行うことを強く求める。

記

- 1 米不足の実態・実情を把握し、関係者の声を聴くこと。
- 2 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通業界、小売業界と協力し、店頭に必要な米が出回るよう緊急対策を講じること。これにより、生産者に価格の変動による不利益を生じさせないこと。
- 3 価格保障や所得補償を抜本的に充実し、農業者が安定して生産を続けられる支援を整えること。
- 4 新規就農者に対する支援を強化すること。
- 5 福祉施設や学校給食用の米の価格高騰に対する補填を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日
